

栄町犯罪被害者等支援金

～犯罪被害に遭われた方に対し、支援金を支給します～

1 対象となる犯罪被害

令和7年4月1日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為によるもの

2 見舞金の種類

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、町内に住所を有する
ご遺族又は犯罪被害者の方に下記の見舞金を支給します。

※なお、同一事件につき、一世帯あたりの支給額の上限は 30 万円となります。

■傷害見舞金

①全治1か月以上3カ月未満…5万円

②全治3カ月以上…10万円

■性犯罪被害見舞金(10 万円)

■遺族見舞金(30 万円)

■転居費用助成金

犯罪行為の被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難となった方に対し、転居に要する費用(上限 20 万円)の助成を行います。



3 申請期限

【傷害見舞金・性犯罪被害見舞金・遺族見舞金】

犯罪被害を知った日から 2 年以内

※ただし、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から 2 年を経過したとき
又は、当該犯罪行為による被害が発生した日から 7 年を経過したときは、申請
することができません。

【転居費用助成金】

犯罪被害が発生した日から 1 年以内

※ただし、当該犯罪行為による被害が発生した日から 1 年を経過したときは、申
請することができません。

4 遺族見舞金の支給条件について

町内在住の第1順位のご遺族(以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族)に支給します。※1

(1)①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む※2)

(2)犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の

②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

(3)(2)に該当しない犯罪被害者の

⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

※1 第1順位のご遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降のご遺族は申請をすることができません。

※2 異性間、同性間であることを問いません。

5 留意事項

以下に該当する場合は、支給されない場合があります。

(1)当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位のご遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者)と加害者との間に親族関係があったとき

(2)犯罪行為による被害について、被害者又は第1順位のご遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき

(3)見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき

(4)犯罪被害者又は第1順位のご遺族が、当該犯罪被害につき、他の市町村から見舞金又は当該見舞金と同種の支給を受けているとき

6 申請窓口

〒270-1592 栄町安食台一丁目2番

栄町役場 暮らし安全課 生活安全班

TEL 0476-33-7710

